

都道府県による市町村支援について

令和5年11月9日
成年後見制度利用促進体制整備研修

宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室

主査 山下 将史



【研修の目的】

都道府県による市町村支援の必要性について再認識するとともに、具体的な取組支援（都道府県として事業企画・改善）の検討を促す。

- 1 市町村と都道府県の関係性
- 2 市町村間の広域連携と都道府県による補完
- 3 市町村支援の解説（宮崎県の取組事例）
- 4 市町村支援の方向性
- 5 令和5年度以降の取組確認

1 市町村と都道府県の関係性

(1) 法令等に基づく都道府県の役割

① 地方自治法（抜粋）

地方公共団体の役割は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」と定められている（法第1条の2第1項）。

また、地方公共団体の事務として、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」とされている（法第2条第2項）。

都道府県が処理する事務は、地方公共団体が処理する事務のうち以下のとおり（法第2条第5項）。

ア 広域にわたるもの（広域事務）

イ 市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務）

ウ その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない
と認められるもの（補完事務）

2

【参考】自治制度研究会報告書（平成13年7月 全国知事会）抜粋

今後、少子高齢社会の進展により、保健・医療・福祉分野における地方自治体の役割は益々大きくなることが予想される。

この「保健・医療・福祉」分野は、住民に対して人的・直接的なサービス提供を行うものが中心であり、住民に最も身近な地方自治体であり、住民個人個人を把握している市町村の果たす役割が大きい分野である。

都道府県としては、広域的、専門的観点から、市町村が行う保健・医療・福祉サービスを補完するとともに、それらサービス提供体制の確立とその質の維持・向上を図っていくことが主な果たすべき役割となる。

3

1 都道府県と市町村の関係性

(1) 法令等に基づく都道府県の役割

②過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (第1条、第6条) 抜粋

都道府県は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを達成するため、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

※過疎市町村：全国840市町村（R3.4.1時点）

③成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

都道府県は、成年後見制度利用促進のため市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている
(第15条)

【共通する目的】「住民福祉の増進」

【共通する役割】「広域的」な取組（市町村支援）の実施

4

1 都道府県と市町村の関係性

(2) 法令等に基づく都道府県社会福祉協議会の役割

①社会福祉法（109条、110条）抜粋

都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの

（109条第1項各号の事業：市町村社協、地区社協の事業）

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

5

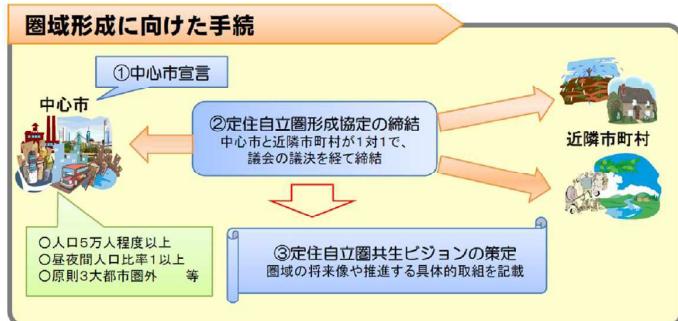
2 市町村間の広域連携と都道府県による補完

(1) 広域連携

①定住自立圏構想

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成。

(イメージ)



(財源)

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26))
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3))
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

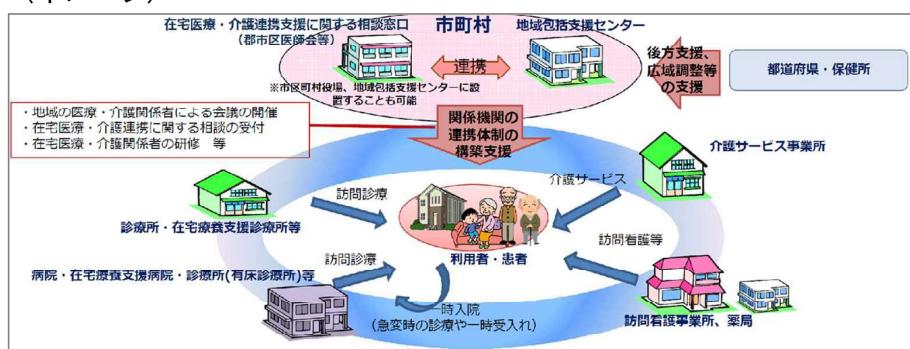
- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

6

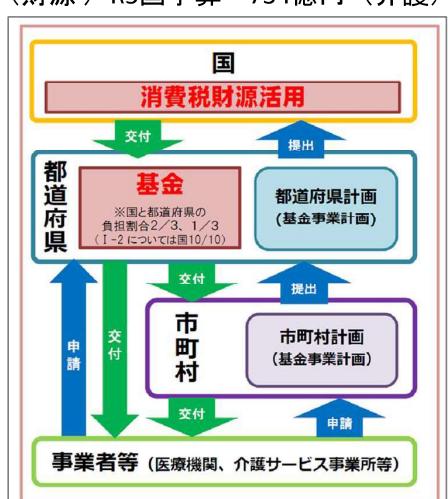
②医療介護総合確保区域

都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

(イメージ)



(財源) R5国予算 734億円 (介護)



3次医療圏

2次医療圏

老人福祉圏域

日常生活
圏域

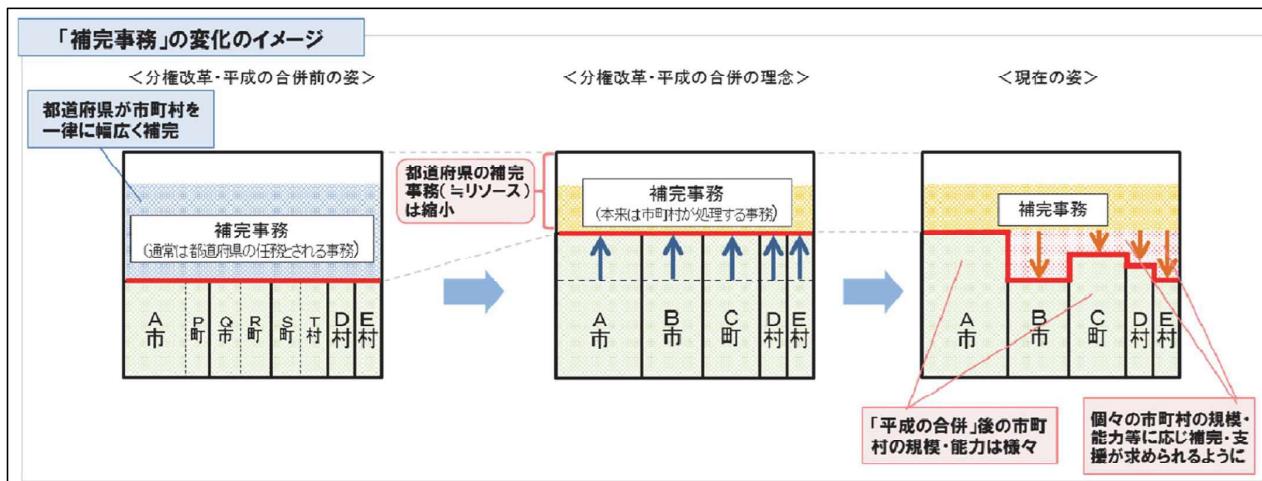
都道府県
医療介護総合確保区域

市町村
医療介護総合確保区域

7

(2) 補完

市町村単独の実施では効果が薄いあるいは実施困難な取組等で、広域的に取り組むべき取組（広域的な人材育成の委託等）が想定される。



※広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（平成29年7月）より抜粋

(3) 協働

市町村が実施すべき取組に対する支援で、例えば県内の各市町村のノウハウ共有や県職員による現場支援（助言、提案等）等が想定される。

8

3 市町村支援の解説（宮崎県の取組事例）

(1) 市町村支援の方針検討

①H29年度 市町村支援の基本方針検討

ア 県の既存の取組（事業）の確認

イ 市町村の実態把握

市町村別の状況（成年後見制度利用者数の調査等）を把握し、全ての市町村で将来に渡る成年後見制度利用等のニーズ及び担い手の不足を確認

ウ 市町村の課題把握

財政力指数が低い、人材不足（業務量過多、経験）、専門職不在、といった課題を有する小規模市町村では単独での取組は困難であることを確認



(H30年度以降方針)

- ・広域連携による体制整備促進を前提とし、市町村の考え方（連携地域等）を尊重した後方支援（協議の場等の設定）
- ・県域での人材育成（法人後見支援員、市町村職員）の事業継続

9

ア 県の既存の取組（事業）の確認

宮崎県高齢者保健福祉計画（H24～26年度）において、「認知症高齢者支援策の充実」として権利擁護の推進（市町村長申立て等の取組支援）を明記し、平成24年度より**市町村長申立ての実務研修、相談対応・支援を実施（県社協委託）**

年度	高齢者虐待防止		成年後見制度
平成24 年度	高齢者虐待対応支援事業 (高齢者総合支援センター（県社協）委託) 内容：相談窓口の設置、高齢者虐待専門職チームによる専門相談	高齢者施設における権利擁護研修事業 (老人保健施設協会委託) 内容：権利擁護推進員養成研修、看護実務者研修 対象：高齢者施設の介護実務従事者	高齢者を支える法定成年後見制度活用支援事業 (高齢者総合支援センター（県社協）委託) 内容：相談窓口の設置、市町村職員等研修、専門職研修
平成25 年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者総合支援センター（県社協）委託) 内容：相談窓口（虐待防止、成年後見）の設置、市町村職員等研修、専門職研修	"	"
平成26 年度	"	"	"
平成27 年度	"	"	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター（県社協）委託) 内容：講演会、市町村社協職員等研修会
平成28 年度	高齢者権利擁護支援事業 (高齢者総合支援センター（県社協）委託) 内容：相談窓口（虐待防止、成年後見）の設置、市町村職員等研修、高齢者施設職員等研修、市町村の啓発活動支援	"	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター（県社協）委託) 内容：法人後見支援員研修、法人後見専門員研修
平成29 年度	"	"	"
平成30 年度	"	"	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業 (高齢者総合支援センター（県社協）委託) 内容：法人後見支援員研修、法人後見専門員研修、広域的な体制整備に取り組む市町村への補助

10

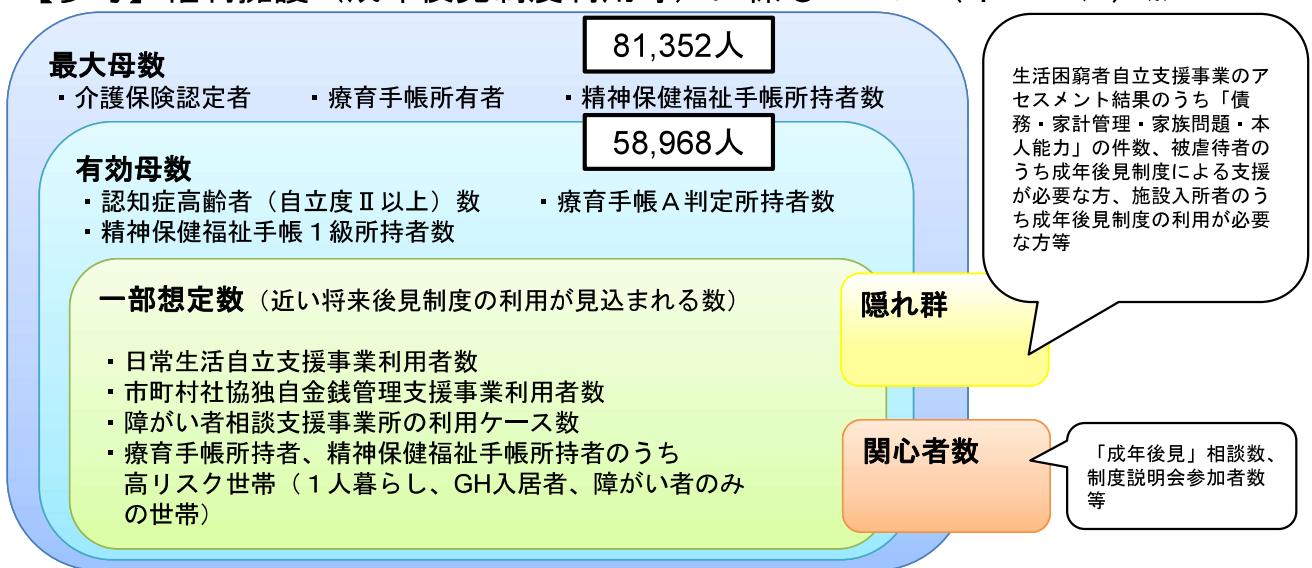
イ 市町村の実態把握（各種調査の実施）

- 市町村、家裁、専門職団体に対し**外部公表を前提とした調査**の実施
- 調査項目は適宜見直し（国調査等との重複項目は県調査から削除）
- 調査結果は市町村へメールで送付し、各種研修・会議等で関係団体等へ公表

調査先	調査項目
市町村	<p>【市町村の現状把握】</p> <p>①定量的なニーズ（介護保険認定者数等） ②市町村長申立状況（件数、受任者等） ③市町村長申立状況（高齢者） ④市町村長申立状況（障がい者） ⑤成年後見制度利用支援事業の実施状況及び予算・決算 ⑥法人後見実施法人への市町村独自の支援状況（財源、予算等） ⑦地域連携ネットワーク構築、中核機関設置、市町村計画策定状況 ⑧成年後見制度利用促進の方針、課題</p>
専門職団体等（弁護士会 司法書士会、社会福祉士 会、行政書士会、税理士 会、精神保健福祉士会）	<p>【後見等の担い手把握】</p> <p>①会員数（事務所等の所在市町村別） ②会員のうち成年後見等受任可能会員数（事務所等の所在市町村別） ③成年後見等受任可能会員数（活動可能な市町村別）</p>
宮崎家庭裁判所	<p>【市町村の現状把握】</p> <p>①成年後見制度の概況（最高裁公表の宮崎家裁本庁・支部別版） ②成年後見制度利用者数（市町村別）</p>

11

【参考】権利擁護（成年後見制度利用等）に係るニーズ（イメージ）※1

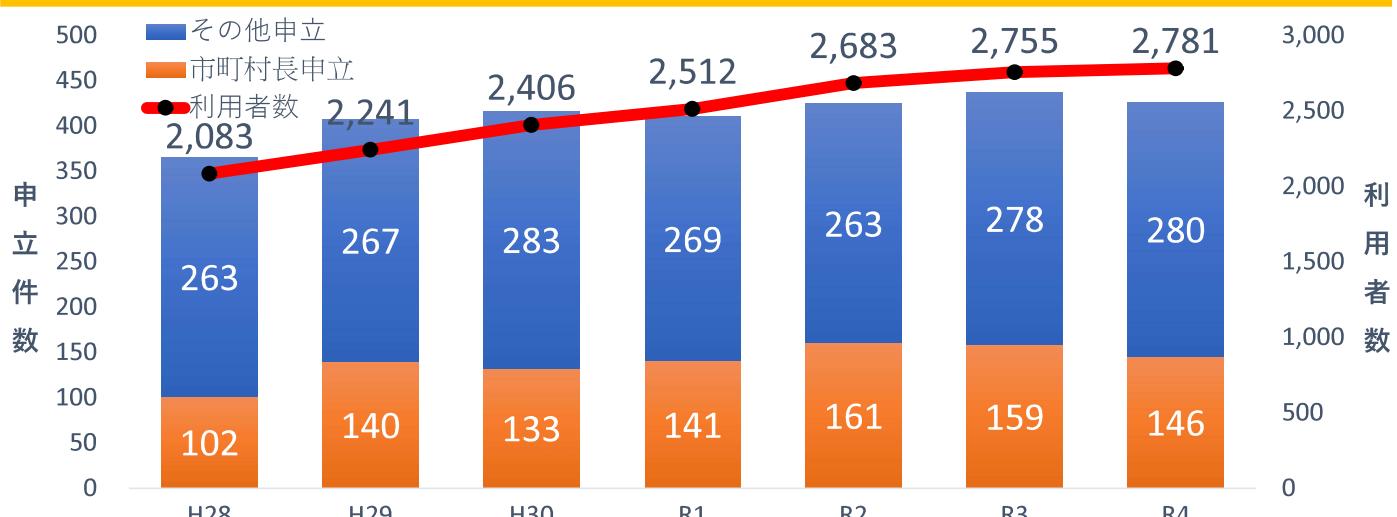


最大母数	介護保険認定者数 ※2	60,329人
	療育手帳の所持者数 ※2	12,056人
	精神障害者保健福祉手帳の所持者数 ※2	8,967人
有効母数	認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）数 ※2	53,796人
	療育手帳A判定所持者数 ※2	4,591人
	精神障害者保健福祉手帳1級所持者数 ※2	581人
一部想定数	日常生活自立支援事業の利用者数	615人

※1 上記イメージ図は、「H30.3.7成年後見制度利用促進フォーラムレジュメ（豊田市報告）」をもとに作成
 ※2 厚生労働省成年後見制度利用促進室調査（R4.10.1時点について照会。市町村により時点が異なる場合がある。）

12

申立件数,市町村長申立件数,成年後見制度利用者数



	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
申立件数（件）	365	407	416	410	424	437	426
市町村長申立	102	140	133	141	161	159	146
市町村長以外による申立	263	267	283	269	263	278	280
成年後見利用者数（人）	2,083	2,241	2,414	2,512	2,683	2,755	2,781
(前年比・増加率)	6.9%	7.6%	7.7%	4.1%	6.9%	2.7%	0.9%

※1 宮崎地方家庭裁判所統計に基づく概数。今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※2 申立件数は、成年後見・保佐・補助開始及び任意後見監督選任事件の合計数

※3 申立件数、市町村長申立件数は該年の1月から12月までに申立があった件数

※4 成年後見制度利用者数は、各年12月末日現在

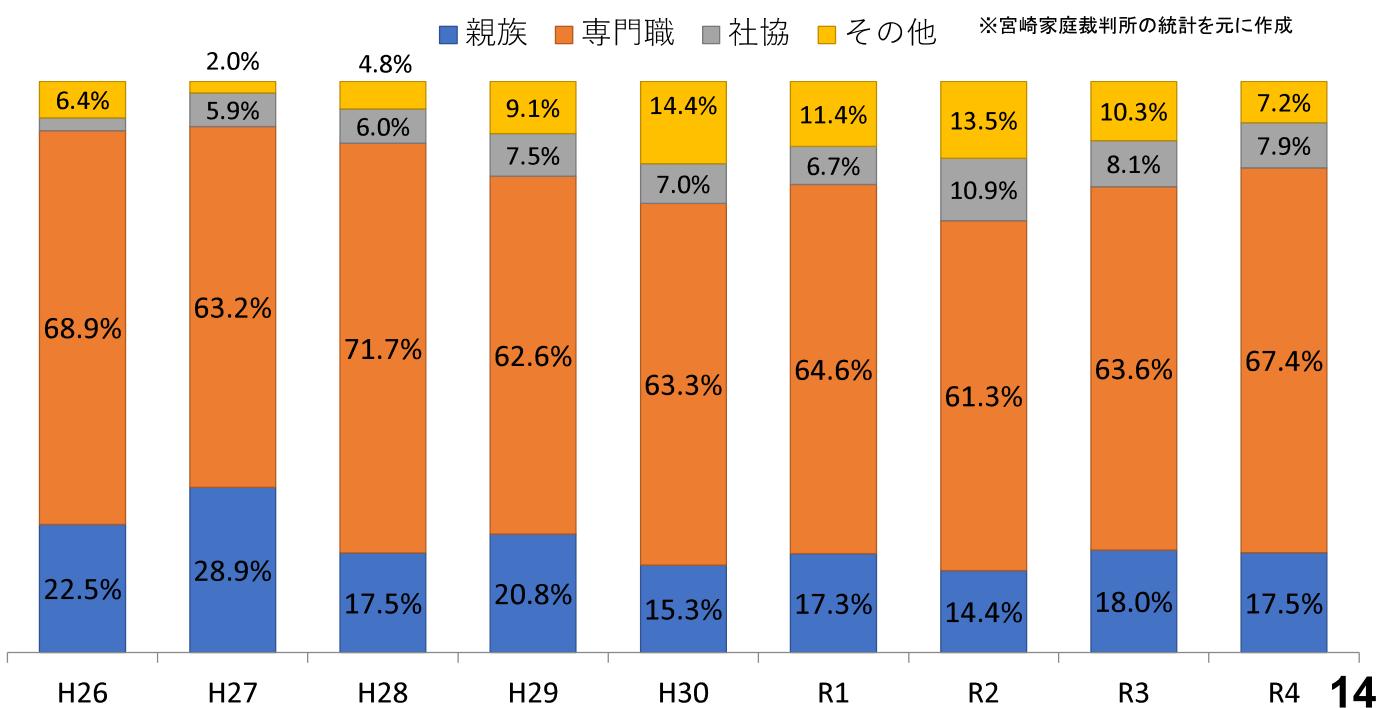
13

成年後見人と本人との関係

親族後見人の割合 第三者後見人の割合

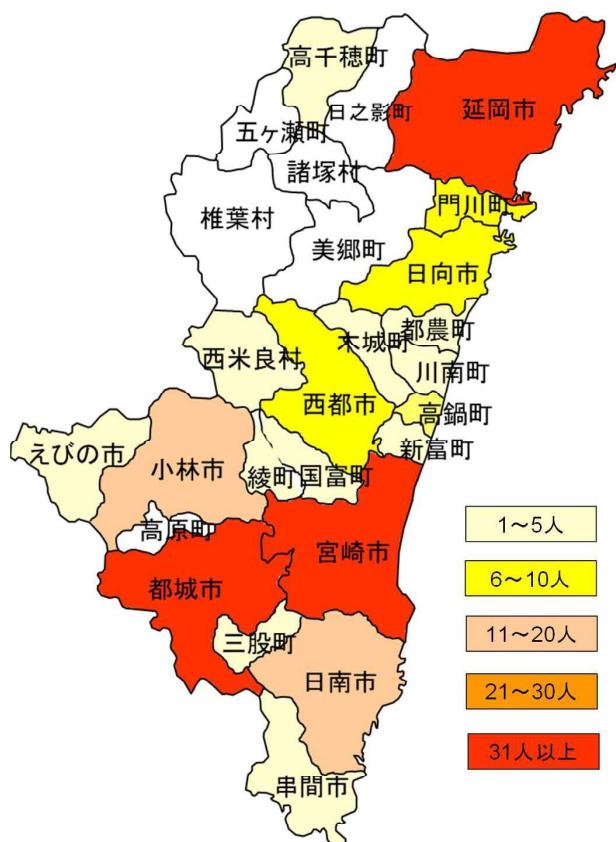
低下(22% → 17%)

上昇(78% → **83%**)



専門職団体等の成年後見等受任可能会員数(R5.4.1時点)

専門職の地域偏在



		弁護士会	司法書士会	社会福祉士会	行政書士会	税理士会	精神保健福祉士協会	計	R4.4.1比 増減
西臼杵	高千穂町	0	1	1	0	0	0	2	0
	日之影町	0	0	0	0	0	0	0	0
	五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡市	6	7	24	6	0	0	43	0
	日向市	2	0	8	0	0	0	10	1
東臼杵	門川町	0	0	7	1	0	0	8	1
	諸塙村	0	0	0	0	0	0	0	0
	椎葉村	0	0	0	0	0	0	0	0
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0
西都市		1	1	8	0	0	0	10	0
兒湯	高鍋町	0	2	5	0	0	0	7	0
	新富町	0	0	1	0	0	0	1	0
	西米良村	0	0	1	0	0	0	1	1
	木城町	0	0	1	0	0	0	1	0
	川南町	0	2	0	0	0	0	2	0
	都農町	0	0	2	0	0	0	2	0
宮崎市		49	31	62	8	2	1	153	3
東諸県	国富町	0	1	3	0	0	0	4	0
	綾町	0	1	0	0	0	0	1	0
都城市		7	8	15	1	1	0	32	3
北諸県	三股町	0	0	1	0	0	0	1	▲ 1
小林市		1	5	10	1	1	0	18	1
えびの市		0	1	1	0	0	0	2	0
西諸県	高原町	0	0	0	0	0	0	0	0
日南市		1	3	7	1	0	0	12	0
串間市		0	1	3	0	0	0	4	0
県外		0	0	1	0	0	0	1	0
計		67	64	161	18	4	1	315	9

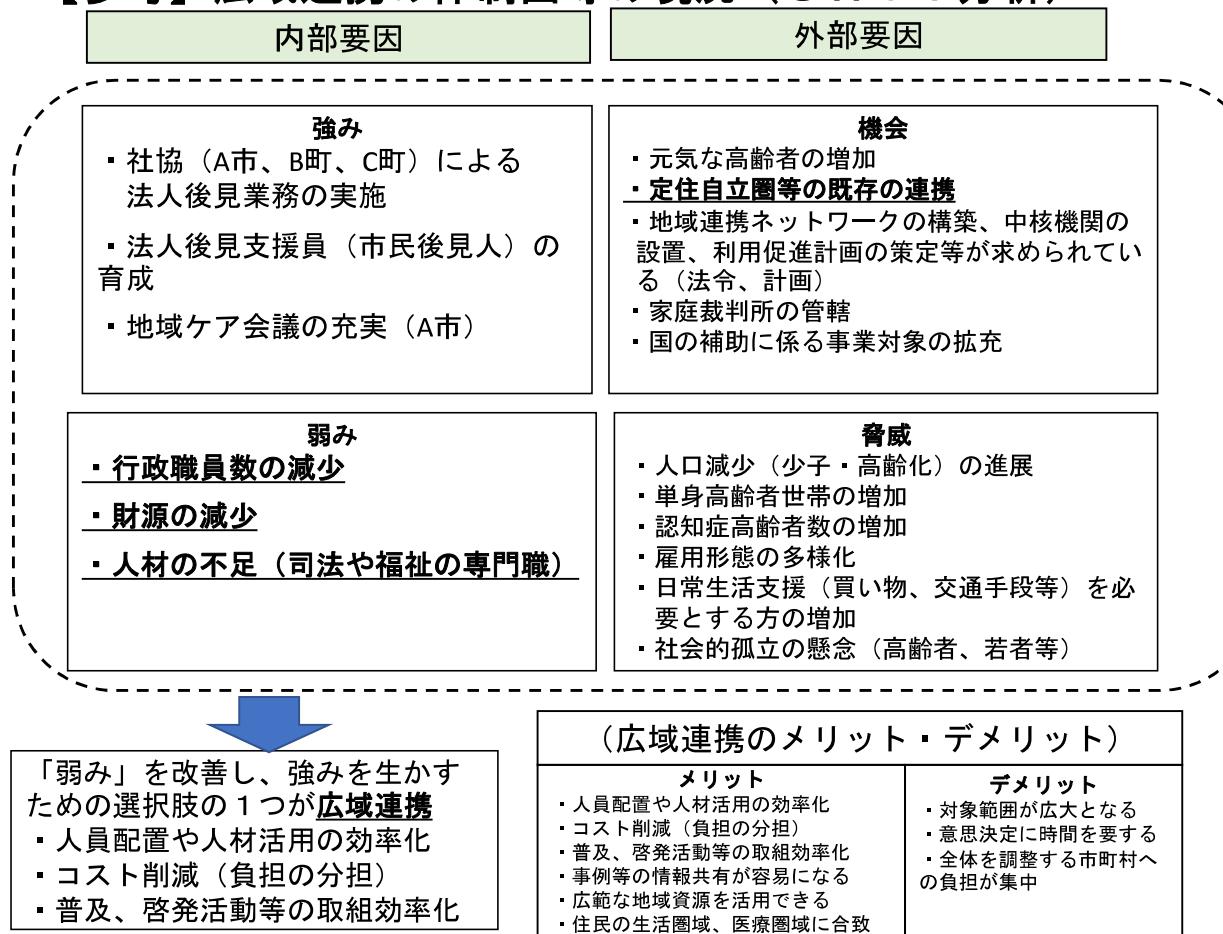
ウ 市町村の課題把握（意見交換会の実施）

- 平成28年度より年度当初（5月頃）に県内4地区で、権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業（県社協委託）の事業説明会と併せて意見交換会を実施
- 各市町村の現状や課題について情報共有
- 平成30年度より家裁、専門職等がオブザーバー参加し、市町村の取組状況や課題等を共有
- 意見交換会後に体制整備に関する調査を実施し、個別課題等を把握

年度	説明事項等	意見交換の内容	参加者
H28年度	<p>【説明】</p> <p>①県内の成年後見制度の利用状況 ②県事業の説明 ③広域による法人後見の取組</p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県の補助事業等 ・市民後見人推進等 	<p>①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④成年後見人材育成等事業への参加意向 ⑤広域実施による法人後見受任体制整備</p>	市町村、市町村社協
H29年度	<p>【説明】</p> <p>①県内の成年後見制度の利用状況 ②県事業の説明 【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進計画 ・市民後見事業に関する全国調査 	<p>①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制の整備方針 ④法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者の活動状況 ⑤広域実施による法人後見受任体制整備 ⑥専門職等との連携</p>	市町村、市町村社協
H30年度	<p>【説明】</p> <p>①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②県事業の説明 ③施設入所者の成年後見制度利用状況</p> <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用体制整備の手引き 	<p>①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制整備の取組状況・課題 ④法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者の活動状況 ⑤地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置、計画策定の方針 ⑥広域実施による体制整備 ⑦未成年後見</p>	市町村、市町村社協、大学助教（オブザーバー：家裁、専門職等）
R1年度	<p>【説明】</p> <p>①市町村の成年後見制度利用促進状況 ②県事業の説明 ③本人情報シート ④法テラスの業務</p>	<p>①日常生活自立支援事業の現状と課題 ②成年後見制度利用対象者の現状 ③法人後見受任体制整備の取組状況・課題 ④地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の方針 ⑤市町村計画策定の方針 ⑥広域による体制整備</p>	市町村、市町村社協、法テラス（オブザーバー：家裁、専門職等）

16

【参考】広域連携の体制面等の現況（SWOT分析）



17

H30年度以降の市町村支援の方針

高齢者権利擁護に係る方針の整理（平成30年度当初担当内整理）

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
高齢者権利擁護支援事業	内容	<p>〈県社協委託〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待者虐待、成年後見制度に関する助言・支援 ・虐待対応研修（行政、施設職員対象） ・成年後見制度研修（行政対象） ・孤立死防止セミナー（行政対象） ・出前講座 <p>〈県直営〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止、成年後見制度、孤立死防止に関する連絡会議 ・リーフレット作成 					
	課題	<p>（虐待防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期対応に時間がかかる ・実際の支援の在り方、市町村域を超えた場合の連携 ・異動により、ノウハウが蓄積されない ・成年後見制度へのスムーズなつなぎ（孤立死防止） ・セルフ・ネグレクト状態にある人の把握 <p>○県民の理解</p> <p>○市町村での取組格差</p>	<p>H31～改善 新たに追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践的な研修 ・地区別情報交換会・意見交換会 ・事例集の作成 ・出前講座のメニューにセルフ・ネグレクト 				
権利擁護人材育成・資質向上体制づくり事業	内容	<p>〈県社協委託〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人後見支援員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・養成研修 ・フォローアップ研修 ② 法人後見専門員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・育成研修 ・スキルアップ研修 <p>〈県補助〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な成年後見受任体制整備に取り組む市町村に対する支援 			<p>H33～改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な成年後見受任体制整備に取り組む市町村に対する支援を充実（人材育成補助） 		
	課題	<p>○高齢者総合支援センターの在り方</p> <p>○県の支援の在り方</p> <p>○（広域連携を行う）市町村へ研修を段階的に移行</p> <p>○市町村での取組格差、体制整備</p> <p>○市民後見人の活動手引きのようなもの、作成</p>	<p>○広域の相互連携 県全体の底上げ、事務の平準化</p> <p>○市町村単独での体制整備</p> <p>○市町村のレベルに応じた支援</p> <p>○育成した法人後見支援員の効率的な活用、バックアップ体制の構築</p>				

※権利擁護全般について、広域連携による取組の検索

18

3 市町村支援の解説

（2）事業の策定

①事業目的の設定

②具体的な取組内容及び実施方法の設定

③事業費の積算

④財源の検討

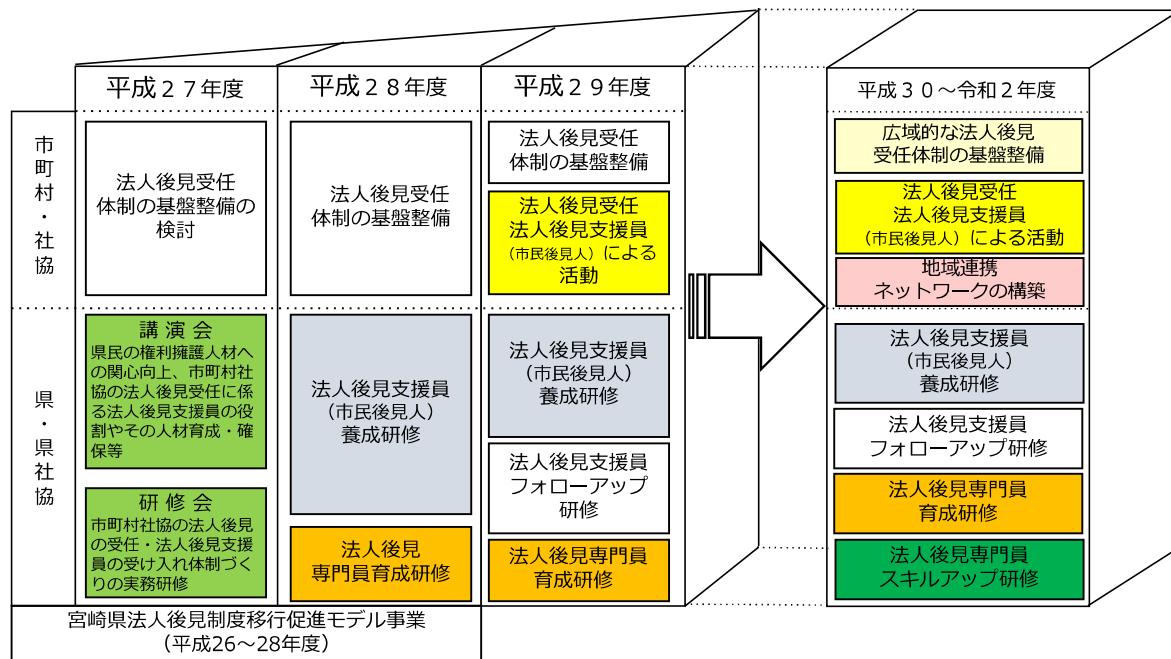
⑤事業評価

19

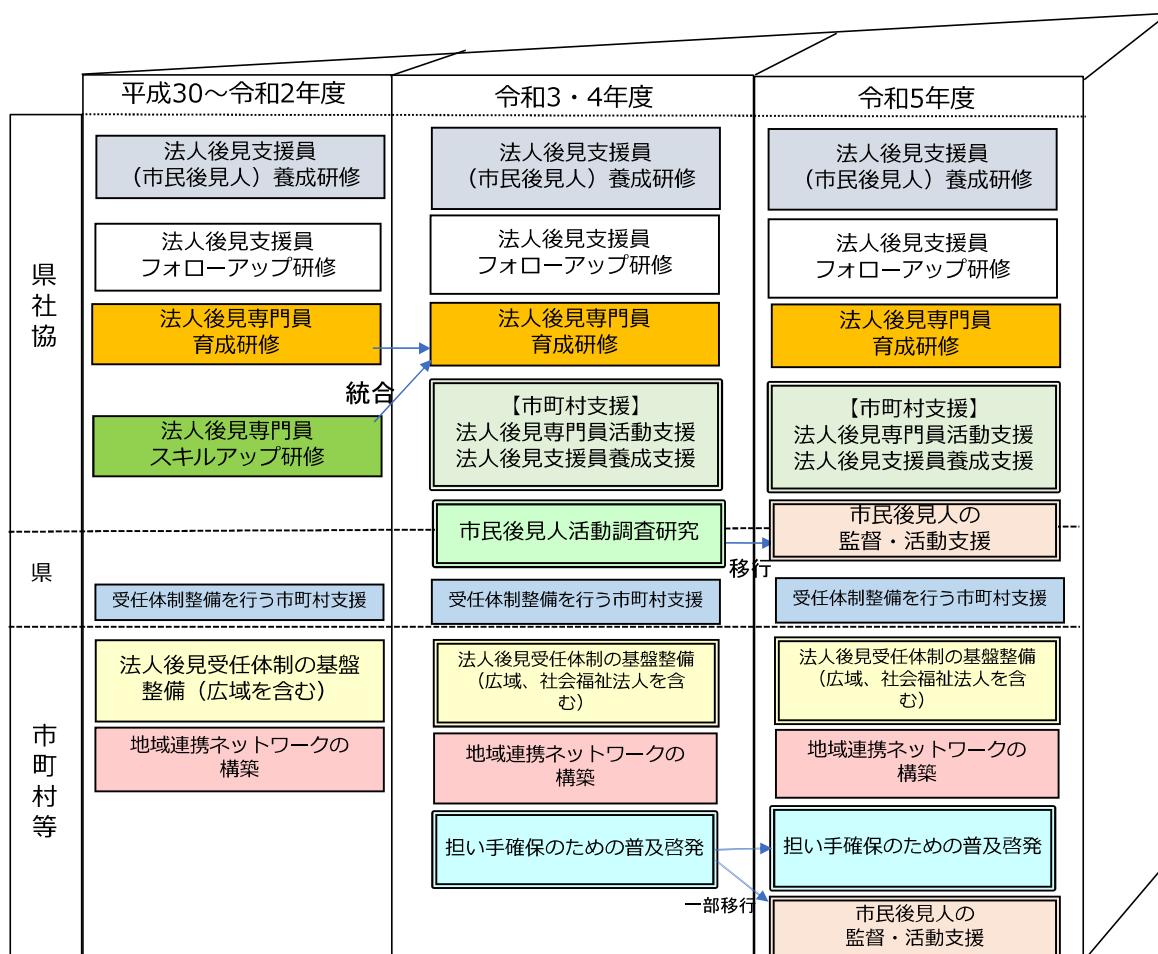
【宮崎県の事業例】成年後見制度利用促進事業

県民がどの地域でも成年後見制度を利用できる体制整備を目指す

- ア 法人後見受任体制整備のための権利擁護人材育成（県社協委託）
 イ 広域的な成年後見受任体制整備等に取り組む市町村の人材育成支援（市町村補助）
 ウ 市町村支援（直営での実施）



20



21

3 市町村支援の解説

(2) 事業の策定

①事業目的の設定

- ・課題解決の取組として事業を実施することを明確化
- ・「県民がどの地域でも成年後見制度を利用できるような市町村の体制整備を目指す」を事業目的に設定

(現状)

- ・本県の成年後見制度利用者は増加
- ・県内の独居高齢者、身寄りのない障害者の増加が見込まれる
- ・後見人等は専門職の割合が増加し、親族の割合が減少
- ・小規模市町村では市町村社協単体での体制整備が困難
- ・市民後見人は、令和3年度に初めて選任されたが、10人未満

(H26年度～)

- ・法人後見受任体制整備として法人後見支援員（市民後見人）養成
- ・研修修了者の活動の場が少ない。（モチベーションの低下）

22

3 市町村支援の解説

(2) 事業の策定

②具体的な取組内容及び実施方法の設定

- ・市民後見人を育成直後の選任は困難（実務経験等）
- ・小規模市町村では単体での体制整備及び人材育成が困難
- ・県が人材を育成し、市町村社協において経験を積んでもらい、市民後見人等への選任を目指した。
- ・県社協は市町村社協との調整役としても機能

ア 法人後見受任体制整備のための権利擁護人材育成

- ・研修事業を県社協委託
市町村社会福祉協議会等において後見業務を担う法人後見支援員（社協職員）や市民後見人の育成及び一層の資質向上を図るための各種研修の実施

イ 広域的な成年後見受任体制整備等に取り組む市町村支援

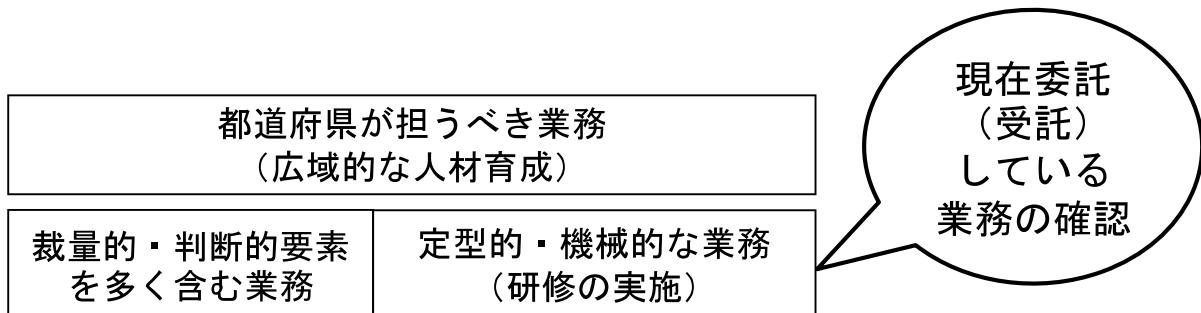
- ・広域的な法人後見受任体制整備等に取り組む市町村支援
市町村によるセミナー開催、視察研修実施等費用を補助

23

【参考】事業の実施方法

ア 委託事業

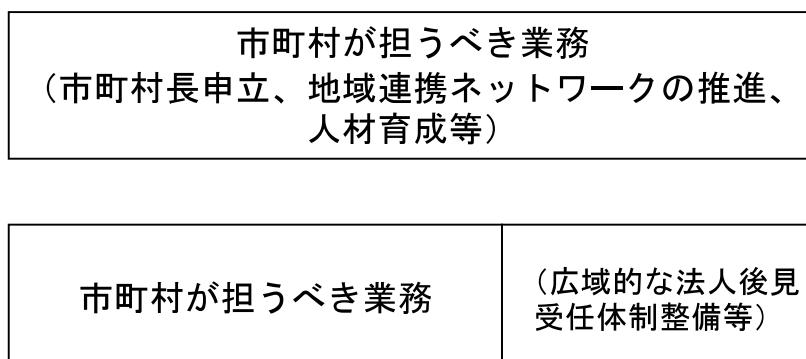
- ・委託事業とは都道府県が実施すべき事業を民間の支援を得て実施するもの
- ・このため、定型的・機械的な業務は民間委託に適しているが、裁量的・判断的因素を多く含む業務は民間委託に適さない。
- ・委託事業の実施に当たっては、委託事業の目的や委託内容、事業評価の設定を都道府県が適切に行うといった業務区分の明確化を適切に行う必要がある。
- ・プロポーザル方式やコンペ方式は随意契約であり、地方自治法第234条第2項により例外的に認められた契約方法であるため、企画・ノウハウが蓄積されておらず、より専門的な知見を要する業務等に限定すべき点に留意が必要である。



24

イ 補助事業

- ・補助事業は市町村が実施すべき取組に対する支援である。
- ・このため、財源を理由として取組が実施されない場合に効果的な事業である。
- ・補助事業策定に当たっては、都道府県が市町村や民間団体に求める役割を明確化する必要がある。
- ・都道府県の方針（広域的な体制整備等）に沿った取組の補助率を手厚くする等、事業展開をより効果的にすることも可能である。



25

ウ 直営事業（ゼロ予算）

- ・本来は市町村が実施すべき取組に対する支援
- ・市町村の取組立ち上げの前の段階で支援を行うことで、都道府県の政策目標に沿った効果的な事業展開が期待できる。
- ・具体的な取組は、各市町村や地域の実情、財源、マンパワー等を踏まえた検討を行うこと。（オンラインでの支援等）

（平成30年度）市町村支援

地域	協議等内容	出席回数※	対象市町村	県の役割・取組
宮崎・東諸県	宮崎・東諸県における広域的な体制整備等について	2回	宮崎市、国富町、綾町	○勉強会の講師 ・地域連携ネットワーク、中核機関のイメージ ・先進事例の紹介 ・協議の進め方の提案（目標の共有、スケジュールの設定） ※手引き、セミナー資料、ニュースレター等を活用
延岡・西臼杵	延岡・西臼杵における広域的な体制整備	4回	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	○協議のファシリテーター ・各市町村の課題や目標等を確認、共有
日向・東臼杵	日向・東臼杵における成年後見制度利用促進	2回	日向市、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町	○情報提供 ・各種調査結果 ・他の地域の取組状況の紹介
西諸県	西諸県地区における広域的な体制整備	2回	小林市、えびの市、高原町	○協議における助言 ○進捗状況の確認
児湯	児湯地区における広域的な法人後見受任体制整備	3回	高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	
三股町	三股町における成年後見制度利用促進（法人後見受任体制整備）	2回	三股町	

※ 県が出席した回数のため、出席回数以上の協議が実施されている地域もある。

26

3 市町村支援の解説

（2）事業の策定

③事業費の積算

ア 法人後見受任体制整備のための権利擁護人材育成

- ・研修時間、回数、開催場所
- ・研修実施のみではなく企画等も含めた人員の配置

イ 広域的な成年後見受任体制整備等に取り組む市町村支援

- ・対象となる地域、補助上限額

④財源の検討

- ・地域医療介護総合確保基金（県1/3,国2/3）

27

3 市町村支援の解説

(2) 事業の策定

⑤事業評価

- ・アウトプット（実績）だけではなく、アウトカム（効果）を含めた検証を意識し、事業目的に沿った取組となっているかを再確認。
- ・取組が不適当な場合は次年度の業務内容の改善を図ること。

【参考】医療介護総合確保促進法に基づく宮崎県計画（R5年）より

アウトプット指標 [□]	①法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者数 20名 [□] ②法人後見支援員（市民後見人）フォローアップ研修受講者数 80名 [□] ③法人後見専門員育成研修受講者数 80名 [□] ④広域的な法人後見受任体制整備に向けた研修、普及啓発等の実施地区 8地区 [□]
アウトカムとアウトプットの関連 [□]	市民後見人養成研修修了者を法人後見支援員として育成するとともに、実務を行う法人後見専門員の育成、資質向上を図り、市町村社会福祉協議会等による法人後見受任の体制を整備し、法人後見を実施する市町村数が増加する。 [□]

28

【参考】医療介護総合確保促進法に基づく宮崎県計画（R5年）より

事業の区分 [□]	5. 介護従事者の確保に関する事業 [□] (大項目) 資質の向上 [□] (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 [□] (小項目) 権利擁護人材育成事業 [□]
事業名 [□]	【No.15】 [□] 成年後見制度利用促進事業 [□]
対象となる医療介護総合確保区域 [□]	県全域 [□]
事業の実施主体 [□]	宮崎県（宮崎県社会福祉協議会に委託） [□]
事業の期間 [□]	令和5年4月1日～令和6年3月31日 [□]
背景にある医療・介護ニーズ [□]	認知症高齢者の増加に伴い、成年後見の需要が高まっている。 [□]
アウトカム指標 [□]	市町村社会福祉協議会等による法人後見実施市町村数、法人後見受任件数の増加 [□]
事業の内容 [□]	① 市町村社会福祉協議会等による法人後見受任体制整備 [□] 市民後見人養成研修を実施し、法人後見支援員の育成を図るとともに、市町村社会福祉協議会における法人後見専門員の育成のための研修会などを実施する。 [□] ② 広域的な法人後見受任体制整備等 [□] 単独市町村での体制整備等が困難な市町村における次の取組に對して支援 [□] ・権利擁護支援のための広域的な地域連携ネットワークの構築 [□] ・後見人の確保に向けた広域的な法人後見受任体制整備 [□] ・成年後見制度に関心のある地域住民を対象としたセミナー等の開催 [□]

29

4 成年後見制度利用促進における市町村支援の方向性検討

▶ 都道府県振り返りシート～まずは、都道府県の取組から

◆市町村の基礎的理解を進める（人材育成） 取り組んでいるものに ✓

項目	現状チェック
●市町村担当職員向けの研修を、毎年実施している	
●研修等には、権利擁護支援や地域共生社会の構築との関係を説明している	
●市町村長申立て事務の理解を図るためにマニュアルを作成・配布している	
●管内市町村の成年後見制度利用促進事業の要綱の収集・整理・比較を行った	

◆実態把握～市町村の体制整備の状況を把握する

項目	現状チェック
●国取組状況調査の管内市町村の回答を集計・分析している	
●国取組状況調査とは別に、独自に市町村にアンケート等を実施	
●管内の成年後見制度利用ニーズの見込みを推計している	
●管内市町村の取組み事例（権利擁護支援・地域共生含む）を知っている	

◆情報提供・情報共有・情報交流

項目	現状チェック
●利用促進による国の動向、国研修の様子等について随時市町村に情報提供	
●国取組状況調査等の管内市町村の回答結果を管内自治体で共有している	
●好事例について、管内の自治体間で共有できるような仕組みを持っている	
●様々な方法で自治体同士が情報交換できるような仕組みをついている	

◆調整

項目	現状チェック
●広域での取組に向けた自治体間の調整等を行っている	
●専門機関団体や家庭裁判所等の関係団体・機関・都道府県レベルで連携している	
●管内各地域の扱い手状況を把握している（法人後見人、市民後見人等）	
●専門職不在の白石市等に、団体を通じた専門職の紹介（紹介）を行っている	

◆相談支援・助言

項目	現状チェック
●随時、市町村の担当から相談に応じている	
●必要、ニーズに応じて個別の市町村との相談会、意見交換会等を実施している	
●ブロック別に、市町村との相談会、意見交換会等を実施している	
●専門機関団体等と連携して、専門職が随時市町村の相談に乗れるような体制がされている	

◆人材育成

項目	現状チェック
●体制整備推進のため、基礎自治体管理職等の理解促進に向けた研修を実施	
●市町村にあける相談支援の基盤づくりのための継続的な研修機会を提供	
●ケアマネ、医療機関等「チーム」構成員の理解促進のための研修機会を提供	
●市民後見人等扱いの基盤拡大に向けた養成・フォローアップの実施	

各ブロックの結果をいれてみると…

```

graph TD
    A[実態把握] --> B[情報提供・情報共有・情報交流]
    A --> C[調整]
    B --> D[市町村の基礎的理解を図る]
    C --> D
    D --> E[相談支援・助言]
    D --> F[人材育成]
    
```

取組みのヒント！

- 図の下に行くほどチェックが少なければ…
- 今の流れを継続して、個々の取組の内容の充実を図ってください。
市町村の現状を客観的に見たうえで次の方針を！
- 上の3つのチェックが少ないのに、下の項目にチェックがたくさんついたら…
- 実態把握等は、今後の基盤となる取り組みです。もう一度源流を見直してみてください。

さて、管内の市町村の現状を、データから確認してみましょう

※都道府県による市町村支援のためのガイド（令和3年3月作成）より

30

国取組状況調査等の市町村回答を参考に、管内市町村の現状を確認しよう

A 都道府県全体としての基礎的状況の把握

- ① 成年後見制度利用の潜在的なニーズを把握していない自治体の割合が全国平均以上
- ② 市町村長申立ての実績が、ゼロの自治体が●割（全国平均と比べて高い）
- ③ 成年後見制度利用促進事業（高齢・障害）の予算実績が高い自治体が●割
- ④ 中核機関の設置の見込みが立っていない市町村割合が全国平均より高い
- ⑤ 協議体の整備が進んでいない（未定）市町村割合が全国平均より高い

B 管内市町村の推進環境を確認する項目

- ① (家族による支援が期待しにくいと思われる)単身高齢世帯、高齢者のみの世帯の増加率はどの程度か？トレンドからみた今後の見込みは？【国勢調査から確認】
- ② 担当が必要に応じて専門職に相談できる機会を持てている自治体割合は？【現状項目なし】
- ③ 専門職後見人、法人後見機関等の扱い手数等の活動状況を把握していない自治体割合は？⇒どんな自治体が把握していないのか？そもそも専門職がいる地域なのか？
- ④ 市民後見人の養成研修を行っていない自治体割合は？⇒どんな自治体が養成を行っていないのか。必要性を感じていないか、実施したくても単独ではできないのか
- ⑤ 協議体の設置が進んでない自治体にはどのような特徴がみられるのか⇒設置が進まない背景は何か？構成メンバーに当たる人が自治体内にいない？既存のネットワークを生かす発想に気づいていない？
- ⑥ 中核機関の設置を含め、単独での体制整備が難しいと思われる自治体は管内市町村のどの程度に上るのか。エリア分布は？
- ⑦ 地域共生、重層的包括的支援体制と一体的な整備を行っている自治体の特徴【現状項目なし】

市町村の体制整備の推進環境を把握する項目

物理的な条件不利地域、将来の人口構造等を分析しながら、グループ別支援に生かす
自治体間同士の情報共有により相乗効果を期待

★背景を推察してみる、直接確認してみる等の行動につながるように！
★そのうえで、都道府県の取組の振り返りと併せ、何に優先的に取組む必要があるのか、どこまでやるのか等について見極める。(市町村、社協、専門機関団体等と一緒に作戦)

・中核機関設置「未検討」、「設置検討中」、「設置済」いずれの市町村に対する支援を行うべきか優先順位の設定

・例えば「未検討」の市町村への支援を優先するのであれば、該当する市町村の現状を踏まえた課題への解決方法の検討（既存の事業で対応可能か、新たな事業の実施が必要か等）

31

5 令和5年度以降の取組確認

①令和5年度の事業、組織体制の確認

- ・都道府県で実施する事業の確認（事業目的、取組内容等）
- ・年度当初から円滑に取組が実施できるように年度内に次年度のスケジュールを整理する。
- ・異動が想定される場合は引継書（担当としての中期計画）を作成する。（可能であれば委託先と情報共有）

②市町村計画等の確認

- ・各市町村で実施する事業等を年度内に確認
- ・都道府県で実施する事業との連動制確認（実施時期や内容等）

③次年度の取組について意見交換（都道府県・都道府県社協）

- ・他の事業との連動制等
- ・委託内容の情報共有等

32

【R4～R8年度 第二期成年後見制度利用促進基本計画（都道府県関係）】 ◆KPI（令和6年度末の数値目標）

①担い手の確保・育成等の推進

- ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見人実施団体）の育成の方針の策定
- ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施

②市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施
- ・成年後見制度利用支援事業の推進

③都道府県の機能強化

- ・都道府県による協議会設置（広域的な課題等への対応、多層的な市町村支援の仕組みを構築）

④意思決定支援の浸透

- ・都道府県による意思決定支援研修の実施

33

新規事業・改善事業において意識しているポイント

①事業内容の理解（財政課や議会以上に、県民への説明責任を意識）

税金を財源としている以上、なぜ、この事業に取り組むのか、事業費がこれだけ必要等、外部へ説明（県民にもわかるような説明）できるよう事業内容を理解する。

②業務負担軽減

新たな事業を検討する場合は、既存の事業のスクラップ＆ビルドを意識し、新たな業務負担が生じないように努める。

③事業内容の改善

同様の事業内容を繰り返すだけではなく、国の動向等を意識し、新たな課題や取り組むべき内容（権利擁護支援モデル事業、意思決定支援研修等）についても既存の事業の中で、実施できることはないかを意識し、できることから改善を図る。